フルタイム再雇用教員についての処遇改善

みなさんに知ってほしいこと！

60 歳定年になったら･･･？

附属教員の場合、多くの方は年金受給までフルタイム契約として再雇用になっています。勤務時間は再雇用前と同じです。
再雇用の教諭の本給月額は以下です。（これは市や県もほとんど同程度の内容です。）

教育職 (C) 2 級　269,900 円、教育職（B）2 級　273,100 円

しかし、業務内容は再雇用前とほとんど変わらないという実態があります。これに対し組合では再雇用者だけの問題ではなく、将来に定年を迎える、みなさんで共有し、処遇改善の要求をしていこうと考えております。
なお、組合は統一要求書で年金受給までの定年延長要求をしておりますが、大学からは未回答です。

つきましては個別案件として以下のような要求書（案）を作成し、２０１６年執行委員は案②で交渉しようと検討しております。10 月執行委員会での審議になります。みなさんのご意見を是非いただきたく､宜しくお願いします。詳細内容はワードファイルの要求書（案）等をご覧下さい。
要求事項の根拠は労働契約法第 20 条によります。同一の使用者と労働契約を締結している、有期労働者と無期契約労働者のとの間で、期間の定めがあることにより不合理に労働条件を相違させることを禁止するルールです。定年後、再雇用されたトラック運転手の訴訟（東京地裁判決）もご参照下さい。

【要求に際しての前提】
□再雇用以外の教員への負荷が多くなることは望まない。
□おかしいと思う部分を、現実的に解決したい。

案①(原案)

附属学校園の再雇用教員（フルタイム。以下同じ）について、以下の処遇及び措置を要求します。
(1) 再雇用教員の業務量（担当授業時間数等）を定年前常勤教員時の 58%相当へ減少させること。
(2) 上記 (1) により減少することとなる授業時間数（42%相当）を当該再雇用教員に非常勤講師として担当させること。
(3) 上記 (2) の非常勤講師手当の額は、幼稚園・小学校、中学校、高等学校の種別に応じた広島大学附属学校園教員の標準授業時間数（公立学校の 8 割）の 58%相当を基準時間数とし、再雇用教員の個々人の担当する (1) 及び (2) の合計授業時間数が当該基準時間数を超過する部分（時間数）を対象として計算すること。

案②

附属学校園の再雇用教員（フルタイム。以下同じ）について、以下の処遇を要求します。
(1) 再雇用教員は現状、定年前常勤教員時とほぼ同様の業務実態であるため、給与処遇を業務量（担当授業時間数等）に見合った水準にするよう要求する。

案の違いは、以下です。案①は組合の想定に基づき、手当が得られるだろう方法で処遇改善を要求しております。案②は本筋論です。金額の算出方法は明示しておりませんが、「労働契約法第２０条違反だから、大学の責任で、処遇を適正にするように」という主張です。

2016/9/15 広島大学教職員組合　書記局（和田）
TEL/FAX　０８２－４２２－７５５６　　メール　union@hiroshima-u.ac.jp